

住宅販売瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第22条において読み替えて準用する第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

住宅販売瑕疵担保保証金の保管替え等をした場合は、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

届出時の免許証番号 京都府知事( )第 号  
商号又は名称 株式会社  
郵便番号 -  
主たる事務所の所在地 府 市 町 丁目 番 号  
氏名 京都 太郎 印  
電話番号 - -  
ファクシミリ番号 - -

免許を受けた行政庁  
・ 都道府県知事  
・ 地方整備局長

京都府知事 殿

記

1 主たる事務所の所在地の変更年月日

平成 年 月 日

2 主たる事務所の所在地について

(新) 府 市 町 丁目 番 号

(旧) 府 市 町 丁目 番 号

3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所及びその所在地について

(新) 法務局 府 市 町 丁目 番 号

(旧) 法務局 府 市 町 丁目 番 号